

医療法人社団慶友会吉田病院臨床研究センター 研究者等の採用等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、医療法人社団慶友会吉田病院臨床研究センター（以下「当研究センター」という。）における研究活動の円滑な推進を目的として、これに直接関わる研究者等の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、各種補助金による研究、外部諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びに当研究センターが認めた研究に適用する。

(定義)

第 2 条 この規程において研究者等とは、次の各号に掲げる者で、原則として医療法人社団慶友会吉田病院（以下「当院」という。）に在籍する職員をいう。

- (1) 研究員；医療法人社団慶友会吉田病院臨床研究センター運用規程第 4 条第 2 項および第 3 項に規定する所長、研究員
- (2) 研究生；指導研究員の指導の下で研究活動を行う院内外の研修医・大学院学生等
- (3) 技術員；自らの学術活動・医療活動等のスキルアップを目的に各研究部の研究活動を通じ技術指導を受けるメディカルスタッフ並びに各研究部における実験研究の補助業務を行う者
- (4) 客員研究員；大学等他機関に在籍する者で、経歴、研究業績等を勘案し、当研究センターの研究活動上必要と認められ研究に従事する者
- (5) リサーチ・アソシエイト；指導研究員の協力の下、自ら研究活動を行う者

(研究者等の資格)

第 3 条 研究者等となることができる者の資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究員；研究を遂行する上で必要な高度かつ専門的な知識と能力を有する者（原則として、修士もしくは博士の学位を有する者）
- (2) 研究生；指導研究員の下で研究を遂行する上で必要な専門的知識と能力を有する者（原則として、学士（医学）もしくはそれと同等以上の学位を有する者）
- (3) 技術員；学術活動・医療活動等のスキルアップに係る研究意欲を有するメディカルスタッフ又は実験研究を補助する上で必要な能力を有する者
- (4) 客員研究員；研究員と同等以上の資格があると認められる者
- (5) リサーチ・アソシエイト；研究職として 1 年以上の実務経験があり、自ら研究を遂行できる能力を有する者（原則として、修士の学位を有し、原著論文(共著含)の執筆経験がある者）

(採用等の手続)

第 4 条 当研究センターへの採用手続については、医療法人社団慶友会吉田病院正職員就業規則第 7 条～第 15 条、契約職員就業規則第 4 条～第 16 条、パートタイマー就業規則第 4 条～第 16 条に準じる。

2 当研究センターに研究員、研究生、客員研究員、リサーチ・アソシエイトとして所属することを希望する者又は研究員から推薦があった者（以下「候補者」という。第 3 項に同じ。）は、次に掲げる書類を所長に提出するものとする。

- (1) 所属許可申請書
- (2) 履歴書、職務経歴書
- (3) 研究計画書（研究員、研究生のみ）
- (4) 業績（研究員、リサーチ・アソシエイトのみ）
- (5) 推薦書（ある場合のみ）
- (6) その他必要と思われるもの

3 当研究センターに技術員として所属することを希望する者は、次に掲げる書類を所長に提出するものとする。

- (1) 所属許可申請書
- (2) その他必要と思われるもの

4 所長は、前 2 項による書類の提出があった候補者について、研究者等として受入れることが適切であると判断した場合には、提出された書類と併せて採用（受入）申請書により理事長に申請するものとする。

5 理事長は、前項の申請を受け妥当と判断したときは、採用等を決定するものとする。

(雇用契約、身分等)

第 5 条 第 2 条本文に定める者は、医療法人社団慶友会吉田病院と雇用契約を締結し、職務内容に応じて常勤もしくは非常勤として扱う。

2 非常勤の場合は、契約等の期間は最長 1 年間とし、年度ごとに更新を行う。この場合、第 7 条各号及び離脱の申し出があった場合を除き自動更新する。
勤務の確認については、事務職員が行うこととする。

3 常勤、非常勤ともに医療法人社団慶友会吉田病院就業規則の適用を受けるものとする。

(給与等)

第 6 条 前条の給与、各種手当（以下「給与等」という。）及び勤務時間は、それぞれの雇用契約で定める。

2 給与等の支払は、当院が行うものとする。

(身分の喪失)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた時は、研究者等の身分を失うものと

する。

- (1) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (2) 採用期間が満了したとき。
- (3) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、または不適當であると認められたとき。
- (4) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- (5) 法人または当研究センターに重大な損害を与え、または名誉を汚す行為があったとき。
- (6) 反社会的勢力に属していた、または属していることが判明したとき。反社会的勢力との関わりがあった、またはあることが判明したとき。
- (7) 本人が死亡したとき。

(知的財産権)

第 8 条 研究者等の研究により生じた知的財産権については、全て法人に帰属するものとする。

(実施細則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、研究者等の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定める事ができる。

(附則)

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。